

2017 (平成28年度実績)

森県

東青地域県民局 中南地域県民局 三八地域県民局 西北地域県民局 上北地域県民局 下北地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部 地域健康福祉部

こども相談総室 こども相談総室 福祉こども総室 福祉こども総室 福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上 げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、平成28年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国が122,578件、青森県が949件と、それぞれ過去最多となりました。

国では、平成 28 年 6 月 3 日付けで改正児童福祉法を公布し、児童福祉の理念の明確化、児童虐待の発生予防、迅速、的確な虐待対応、被虐待児の自立支援を柱として、段階的に取組を推進することとしています。

本県では、平成 24 年 3 月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。今回の法改正に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成28年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成 29 年 8 月

| 次

第1 児	!童相談所のあらまし	
1. 青	森県の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 管	轄 区 域 図	2
3. 管日	内面積・人口(児童人口) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 児	童相談所の名称及び所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5. 組	織	5
6. 沿	革	8
第 2 児	見 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
1. 相	·	ç
(1)	相談の種類と主な内容	ç
(2)	相 談 の 流 れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(3)	相 談 の 状 況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
ア	養 護 相 談	15
イ	障 害 相 談	22
ウ		23
工	育 成 相 談	24
2. 判		26
		29
		29
		31
(3)	県内児童相談所の委託一時保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第3 児	見 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
1. 子	ども虐待防止対策	38
(1)	被虐待児フォローアップ事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(2)	子ども虐待ホットライン事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(3)	児童相談所法律相談実施事業	40
(4)	カウンセリング強化事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(5)	子ども虐待要保護児童対策研修会等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(6)	児童虐待防止対応力アップ事業等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2. 市		43
(1)	市町村児童家庭相談支援 ************************************	43
(2)	要保護児童対策地域協議会	43

3. 里	親支援	44
(1)	里親制度普及促進事業	44
(2)	里親委託推進・支援等事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
4.精	神発達精密健康診査事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(1)	3 歳児精神発達精密健康診査事後指導 ·····	45
(2)	1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第4	関係機関との連携状況	
1. 講	師派遣等	47

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接 している。

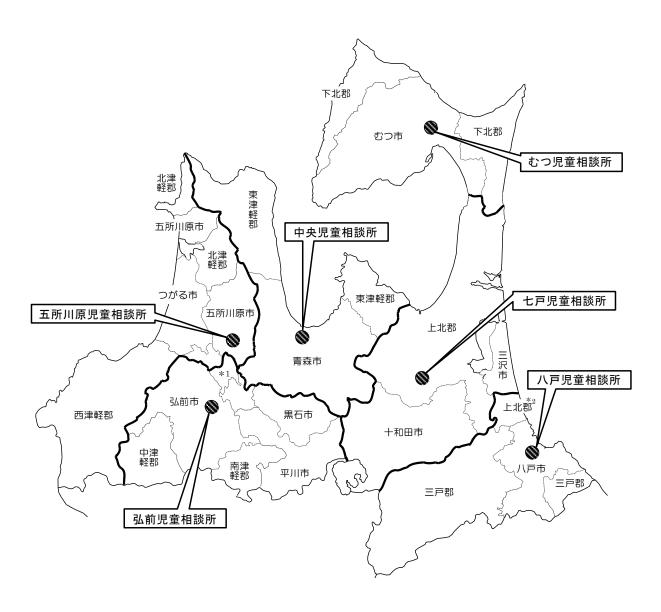
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに 分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化 に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は 10 市、22 町、8 村から成り、面積 9, 646km^2 、人口は 1, 293, 681 人、児童人口 (18 歳未満) は 182, 105 人となっている。(H28.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成 18 年 3 月 1 日にかけて、延べ 44 の市町村が関係する計 17 件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合併日	関係市町村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碇ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2. 管 轄 区 域 図 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内 上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3. 管内面積・人口 (児童人口)

			人 口(人)	H28. 10.	1 推計	人口
相談所名	管轄区域	面積(km²)	(29.4.1)推計人口)	人口(人)	児童人口	比 率 (%)
	青 森 市	824. 61	281, 920	284, 754	39, 937	14. 0
中 央	東津軽郡	653. 48	22, 075	22, 416	2, 394	10. 7
	計	1, 478. 09	303, 995	307, 170	42, 331	13. 8
	弘 前 市	524. 20	174, 190	175, 900	23, 954	13.6
	黒 石 市	217. 05	33, 378	33, 778	4, 765	14. 1
	平川市	346. 01	31, 497	31, 709	4, 494	14. 2
弘前	中 津 軽 郡	246. 02	1, 343	1, 367	148	10.8
	南津軽郡	223. 06	31, 894	32, 154	4, 233	13. 2
	北 津 軽 郡 (板柳町)	41.88	13, 582	13, 714	1,830	13. 3
	計	1, 598. 22	285, 884	288, 622	39, 424	13. 7
	八戸市	305. 54	228, 168	229, 527	34, 694	15. 1
八戸	三 戸 郡	969. 33	65, 974	66, 828	8, 369	12. 5
	上 北 郡 (おいらせ町)	71. 96	24, 307	24, 418	4, 344	17. 8
	計	1, 346. 83	318, 449	320, 773	47, 407	14.8
	五所川原市	404. 18	53, 707	54, 412	7, 494	13.8
	つがる市	253. 55	32, 287	32, 779	4, 253	13. 0
五所川原	西津軽郡	831. 96	17, 727	18, 071	1,888	10.4
	北 津 軽 郡 (板柳町を除く)	262. 77	23, 845	24, 096	3, 035	12.6
	計	1, 752. 46	127, 566	129, 358	16, 670	12. 9
	十 和 田 市	725. 65	62, 367	62, 880	9, 128	14. 5
七戸	三 沢 市	119. 87	38, 993	39, 649	6, 719	16. 9
	上 北 郡 (おいらせ町を除く)	1, 208. 36	71, 194	71, 860	9, 838	13. 7
	計	2, 053. 88	172, 554	174, 389	25, 685	14. 7
	むっ市	864. 12	56, 880	57, 710	8, 478	14. 7
むっ	下 北 郡	551. 96	15, 264	15, 597	2, 090	13. 4
	計	1, 416. 08	72, 144	73, 307	10, 568	14. 4
合	計	9, 645. 56	1, 280, 592	1, 293, 681	182, 105	14. 1

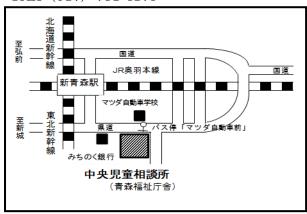
⁽注1)総面積は平成28年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)(注2)人口は平成28年10月1日現在及び平成29年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)(注3)県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4. 児童相談所の名称及び所在地

中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1

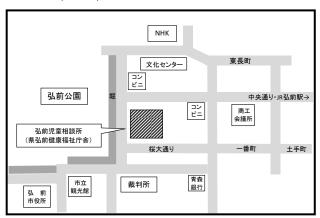
TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175



弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2

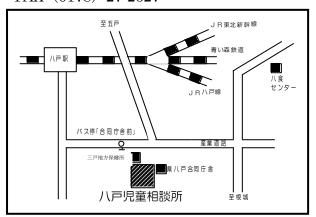
TEL (0172) 36-7474 FAX (0172) 36-8726



八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7

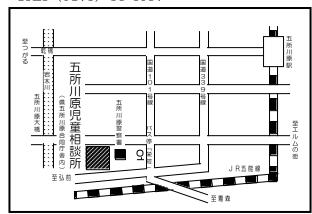
TEL (0178) 27-2271 FAX (0178) 27-2627



五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10

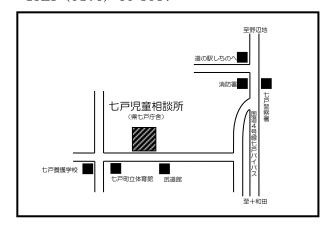
TEL (0173) 38-1555 FAX (0173) 38-4637



七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1

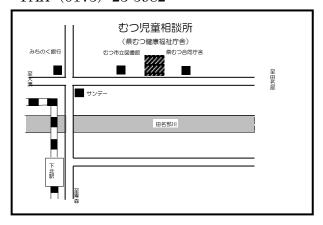
TEL (0176) 60-8086 FAX (0176) 60-8087



むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33

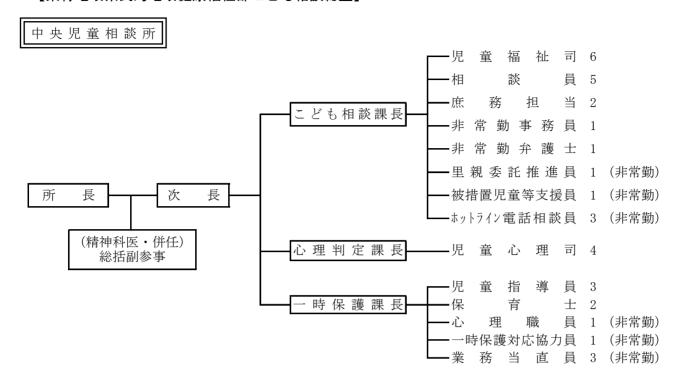
TEL (0175) 23-5975 FAX (0175) 23-5982



5. 組 織

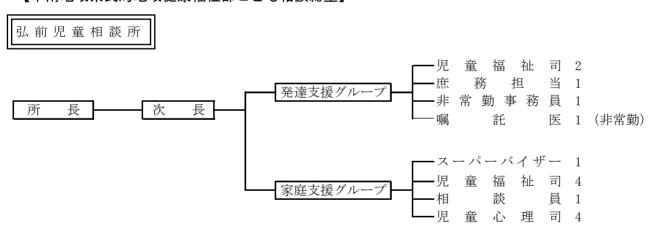
H29.4.1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



計 40 (うち非常勤12、併任1)

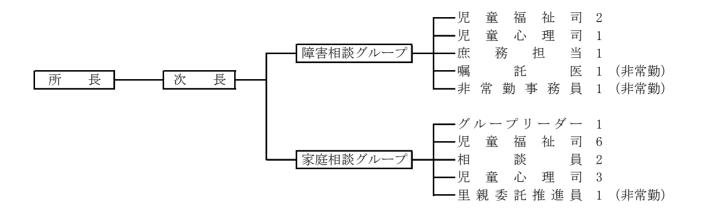
【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



計 17 (うち非常勤2)

【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

八戸児童相談所



計 21 (うち非常勤 3)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

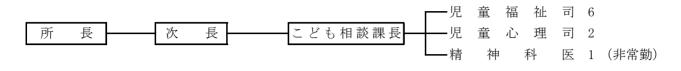
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

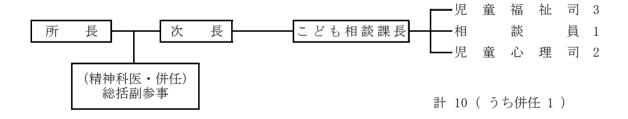
七戸児童相談所



計12 (うち非常勤 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



6. 沿 革

年	度	項 目
昭和	23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園(教護院、当時青森市石江)におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
	24	3月 中央児童相談所新築移転(青森市新町)。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置(八戸市玄中寺下)。
	26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
	27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
	29	4月 中央児童相談所移転(青森市寺町)。
	34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
	35	12月 中央児童相談所新築移転(青森市松森)。
	44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。 一時保護の集中管理実施。
	47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
	55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成	元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
	3	10月 中央児童相談所新築移転(青森市石江-青森福祉庁舎内)。
	5	中央児童相談所が次長制(兼務)となる。
	9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
	10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
	12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
	16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
	18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県 民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医(常勤)が配置される。
	19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
	20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
	21	4月 中央児童相談所の精神科医(常勤)が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所 兼務となる。
	23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
	24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
	27	3月 弘前児童相談所新築移転(弘前市下白銀町-県弘前健康福祉庁舎内)
	28	4月 むつ児童相談所移転(むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内)

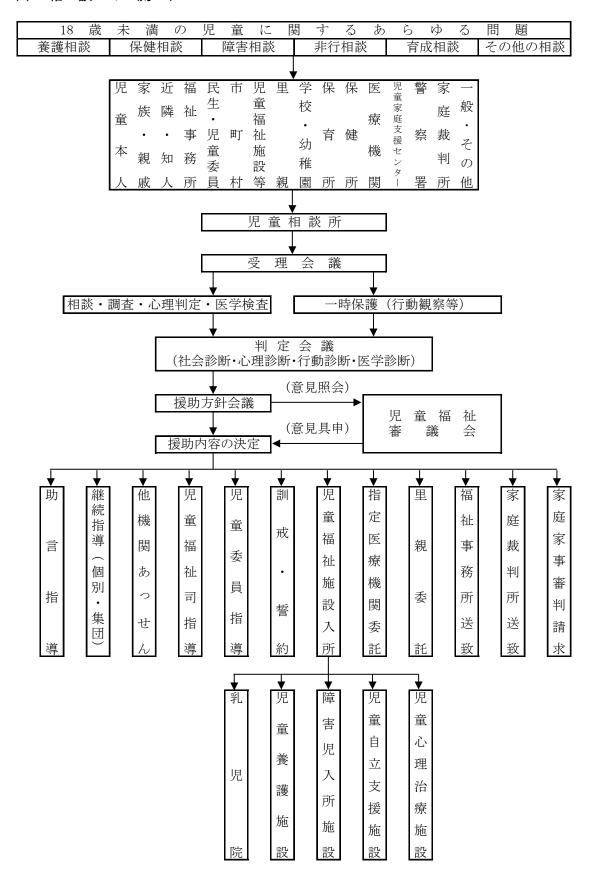
第2 児童相談所の業務

1. 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、 後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患 を含む)等を有する子どもに関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
障 害 相	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
談	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・ 注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは 飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通 告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から 法第25条による通告のない子どもに関する相談
相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
成相	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態に ある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合 等にはそれぞれのところに分類する
談	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その	他の相談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれ にも該当しない相談

(2) 相 談 の 流 れ



(3) 相談の状況

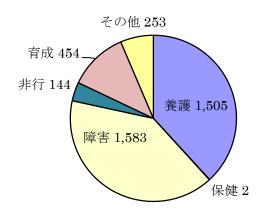
平成28年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,941件で平成27年度の3,777件に比べ164件増(前年度比 104.3%)となった。

増加した相談種別は、養護(虐待)相談(66件増)、養護(その他)相談(29件増)、知的障害相談(63件増)、発達障害相談(27件増)、ぐ犯行為等相談(8件増)、触法行為相談(2件増)、不登校相談(4件増)、育児・しつけ相談(14件増)、その他相談(48件増)となっている。

減少した相談種別は、保健相談(3件減)、肢体不自由相談(22件減)、視聴覚障害相談(1件減)、 言語発達障害相談(27件減)、重症心身障害相談(6件減)、性格行動相談(23件減)、適性相談(15 件減)となっている。

相談種類別では、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,583件で全体の40.2%(前年度比 102.2%)、虐待相談を含む養護相談が1,505件で38.2%(前年度比 106.7%)、性格行動相談等の育成相談が454件で11.5%(前年度比95.8%)、その他の相談が253件で6.4%(前年度比 123.4%)、非行相談が144件で3.7%(前年度比 107.5%)、保健相談が2件で0.1%(前年度比 40.0%)となっている。

図1 相談種類別児童受付数



総数 3,941 件

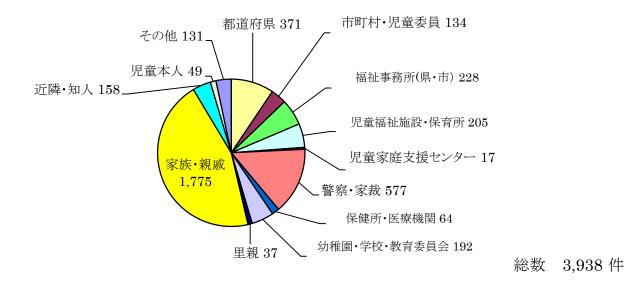
図2 受付件数の推移



相談種類別児童受付数	童受付数	4 4	業	(日) (佳)		擅		Ţu	<u> </u>		111 111	作	¥II		12	45	70W	
表 7	型 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	<u>米</u>	世	1 1		<u></u>	1]1	#		X	±	(一) (中)	I	1	新	\{i	という	
<u>K</u>	<u>K</u>	<u>K</u>		爻 疧		3	11	単浜			/ 🛱	五	<u>——</u>		<u></u>		ر	
	6		<u> </u>	<u> </u>			光 港	Ų	分	එ	3 作	3 作	~~~	涣		•	6	111111111111111111111111111111111111111
· •	<u> </u>			- 1111		?	一種 電	全 堕	<u></u>	曹	乘	2 乘	广	1		<i>ک</i> ر	1	
年度 待 他 健 由	他健	チ		—— —		₩	鎌	[H I	M L	M	拳	排	重	校	瓡	な	角	
27 125 116 1 1		116 1 1	1 1	1			19	2	225	111	14	14	71	12	18	15	63	707
(%) (17.7) (16.4) (0.1) (0.1)	(16.4) (0.1)	(0.1)		(0.1)			(2.7)	(0.3)	(31.8)	(1.6)	(0.0)	(0.2)	(10.0)	(1.7)	(2.5)	(2.1)	(8.9)	(100.0)
234 121	121		4	4			4 ,		262	35	50	17	48	18	14	17	77	870
(26.9) (13.9) $(0.$	(13.9)	,	(0.5)	(0.5)			(0.5)	(0.2)	(30.1)	(3.7)	(2.3)	(0.2)	(2.5)	(2.1)	(1.6)	(2.0)	(8.9)	(100.0)
$\begin{vmatrix} 175 & 111 & 1 \\ (99.5) & (14.6) & (6.1) \end{vmatrix}$	$\begin{array}{c c} 111 & 1 \\ \hline (14.0) & (0.1) \end{array}$	1 (0 1)		21 6			27 6	4 2	303	14	30	9 6	41	14	20 6	2 6	39	746
(%) (23.5) (14.9) (0.1) (0.3) 28 211 109 1	(14.9) (0.1) 109	(0.1)		(0.3)			(0.3)	(C.5)	(40.6)	(1.9)	(4.0)	(S)	(5.5)	(I.9)	(0.3)	(O.3)	(5.2)	(100.0)
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	(14.3)		(0.1)	(0.1)			(0.1)	(0.7)	(34.7)	(3.0)	(2.6)	(0.7)	(8.4)	(5.0)	(1.6)	(0.7)	(3.5)	(100.0)
157 3	157 3	3		35		1	2	14	430	15	17	19	103	97	30	1	38	1,288
(12.2) (0.2) $($	(12.2) (0.2) (2.7)	(0.2) (2.7)	(2.7)		0	1)	(0.2)	(1.1)	(33.4)	(1.2)	(1.3)	(1.5)	(8.0)	(5.0)	(2.3)	(0.1)	(3.0)	(100.0)
310 169	169		18	18			4	9	451	4	18	19	96	22	18	10	81	1,226
(25.3) (13.8) (1.1)	(13.8) (1	(1	(1.5)	(1.5)			(0.3)	(0.5)	(36.8)	(0.3)	(1.5)	(1.5)	(4.8)	(1.8)	(1.5)	(0.8)	(6.6)	(100.0)
51 24	24		භ ?	က (6 ç		136	17	ည (က (6 (12		2) î	$\frac{15}{2}$	291
(%) (17.5) (8.2) (1.0)	(8.2)		(1.0)	(I.0)			(3.I)	+	(46.7)	(5.8)	(I.7)	(I.7)	(3.1)	(4.1)	M	(0.7)	(5.2)	(100.0)
$\begin{pmatrix} 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 $	(11.3)		(6.0)	(0.0)				7 (9.0)	(38.4)	(6.9)	(1.2)	(2.6)	(9.2)	(5.8)	(1.4)	(1.7)	(6.4)	(100.0)
54	54		14	14			2		160	1	13	10	48	14	19	1	35	490
(23.7) (11.0) (2.2)	(11.0)			(5.9)			(0.4)	$\overline{}$	(32.7)	(0.2)	(2.7)	(0.0)	(8.8)	(2.9)	(3.9)	(0.2)	(7.1)	(100.0)
$\begin{array}{c c} 106 & 55 & 2 \\ \hline \end{array}$	55	2 1 (∞ í				හ ⁽	190	භ (19		26				35	462
(22.9) (11.9) (0.4) (1.4)	(11.9) (0.4)	(0.4)		(I.7)			(0.2)	(0.4)	(41.1)	(0.6)	(4.1)	(I.3)	(5.6)	(I.5)	(0.4)		(7.6)	(100.0)
$\begin{bmatrix} Z_1 & +8 & 30 & 4 \\ (\%) & (18.8) & (14.1) & (1.6) \end{bmatrix}$	(14.1)		$ \begin{vmatrix} 4 \\ (1.6) \end{vmatrix} $	(1.6)			(2, 7)		(41.2)	(5.0)	(0.4)		(10.6)	(1.2)		(1.6)	(5.9)	(100.0)
70 34	34		3	3				33	121	4	7		10	<u></u> က	က	П	11	274
$ \ (\%) \ \ (25.5) \ \ (12.4) $	(12.4)		(1.1)	(1.1)			(1.5)	(1.1)	(44.2)	(1.5)	(2.6)		(3.6)	(1.1)	(1.1)	(0.4)	(4.0)	(100.0)
912 498 5	498 5	20		59		1	41		1,359	63	80	54	588	81	69	25	205	3,777
(24.1) (13.2) (0.1) $($	(13.2) (0.1)	(0.1)		(1.6)		(0.0)	(1.1)		(36.0)	(1.7)	(2.1)	(1.4)	(7.9)	(2.1)	(1.8)	(0.7)	(5.4)	(100.0)
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	(0 1)		37 (0 9)			14	20	$\begin{vmatrix} 1,422 \\ (36.1) \end{vmatrix}$	90	88	(1 4)	276	(2, 2)	(1.4)	39	253	3,941
(T:0) (T:0T) (O:T)	(1:0) (1:01)	(7.0)		(2.0)			77.07	_	77.00	9	j	/T · T \	5	į	/T • T \	(7:0)	(0.1)	(0.00+)

相談の経路別の受付状況は、図3のとおりである。家族・親戚からの相談が1,775件で最も 多く、次いで警察・家裁からの相談が577件、都道府県からの相談が371件等となっている。

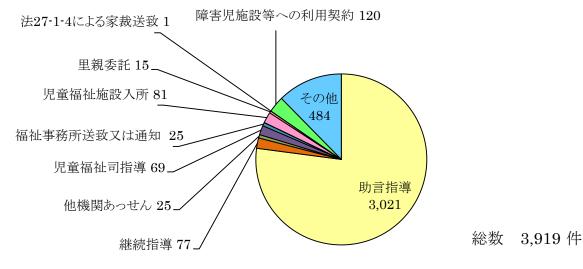
図3 経路別児童受付



※ 図1と図3の合計数に誤差が生じるのは、図1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、図3は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

平成28年度中に措置・処理した件数は3,919件である。助言指導で処理をしたものが3,021件で77.1%を占め、次いでその他が484件、障害児施設等への利用契約が120件、児童福祉施設入所が81件、継続指導が77件等となっている。

図4 措置・処理の状況



※ 図4の措置・処理件数の中には、28年度未処理のものは含まれていない。

11111111	705 (100.0)	850	776	(100.0)	755	(100.0)	1,269	1,221	(100.0)	306	(100.0)	334	(100.0)	493	(100.0)	481	(100.0)	236	(100.0)	278	(100.0)	3,785	(100.0)	3,919	(100.0)
か ら も	52 (7.4)	08	82	(10.6)	82	(10.9)	17/3 (13.6)	164	(13.4)	56	(8.5)	34	(10.2)	41	(8.3)	79	(16.4)	28	(11.9)	45	(16.2)	402	(10.6)	484	(12.4)
利 用 契 約障害児施設等への	11 (1.6)	/ (X	17	(2.2)) OI	0.7)	84 (6.6)	43	(3.5)	14	(4.6)	14	(4.2)	31	(6.3)	32	(6.7)			19	(8.8)	157	(4.1)	120	(3.1)
る家庭裁判所送致法27‐1‐4によ	(0.3)															Н	(0.2)					2	(0.1)	-	(0.0)
里 親 委 託	(6.0)	2 (0.0)			2 0	(0.3)	21 (6)	7	(9.0)	3	(1.0)	2	(9.0)			7	(0.4)	4	(1.7)			25	(0.7)	15	(0.4)
指定医療機関委託																									
児童福祉施設入所	9 (1.3)	15	22	(2.8)	20	(2.6)	(2, 2)	21	(1.7)	4	(1.3)	4	(1.2)	12	(2.4)	16	(3.3)	2	(3.0)	ಣ	(1.8)	62	(2.1)	81	(2.1)
訓 · 誓 約																1	(0.2)							-	(0.0)
は、通知知福祉事務所送致又	7 (1.0)	8 (0 0)	(0.0)		2	(0.3)	(0.2)	7	(9.0)	11	(3.6)			<i>L</i>	(1.4)	∞	(1.7)	1	(0.4)			56	(0.8)	25	(0.6)
ター指導・指導委託児童家庭支援セン																									
児童委員指導																									
児童福祉司指導	11 (1.6)	13	17	(2.2)	13	(I.7)	30)	19	(1.6)			4	(1.2)	10	(2.0)	10	(2.1)	3	(1.3)	10	(3.6)	6L	(2.1)	69	(1.8)
他機関あっせん	9 (1.3)	18	1.1	(0.1)	3	(0.4)	S (2)) (2)	(0.2)	3	(1.0)	1	(0.3)			П	(0.2)	1	(0.4)			17	(0.4)	25	(0.6)
継続指導	(0.7)	18	4	(0.5)	14	(1.9)	01	19	(1.6)	6	(2.9)	8	(2.4)	4	(0.8)	70	(1.0)	6	(3.8)	13	(4.7)	41	(1.1)	77	(2.0)
助 言 指 導	593 (84.1)	(1 18)	633	(81.6)	614	(81.3)	921	939	(76.9)	236	(77.1)	267	(79.9)	388	(78.7)	326	(67.8)	183	(77.5)	186	(66.99)	2,954	(78.0)	3,021	(77.1)
大学 大	27 (%)	28	27	(%)	28	(%)	(%)	28	(%)	27	(%)	28	(%)	27	(%)	28	(%)	27	(%)	28	(%)	27	(%)	28	(%)
表2 相談処理数 極 恒 相 相 年		X I		掃 //				<u>∟</u>			担三指比				+ II				C				111111 (1		

ア養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表3のとおりである。主な原因としては、 家族環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題が89.1%(前年度比102.8%)を占めている。

表3 養護相談の理由別処理件数

処 理		里由別	家出	死亡	離婚	傷病	家 族 虐待	環 境 その他	その他	計
	ā祉施記	少人所 公人所			6	2	30	22	4	64
里	親委	託		2		3	2	7	1	15
助	言 指	導			4	28	802	286	90	1,210
総	続 指	導					18	13	3	34
児童	福祉司	指導					40	16	1	57
そ	0)	他				1	53	26	16	96
	計			2	10	34	945	370	115	1,476
	(%)			(0.1)	(0.7)	(2.3)	(64.0)	(25.1)	(7.8)	(100.0)

※ 子ども虐待関係

表4 虐待相談処理(対応)件数

上 児相 年度	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成 26 年度	167 (9)	170 (3)	242 (1)	42	150 (1)	63 (1)	834 (15)
平成 27 年度	127 (11)	178 (2)	383	61 (1)	127 (2)	46	922 (16)
平成 28 年度	218 (1)	208 (1)	302	40 (1)	113 (2)	68	949 (5)

注:()は電話相談再掲

図5 虐待相談処理件数の推移

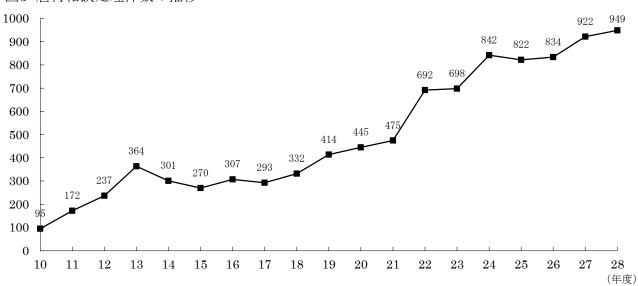


表5虐待の内容

児相	虐待の 内容 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	26	62 (8)	1	75	29 (1)	167 (9)
中央	27	28 (10)		76	23 (1)	127 (11)
	28	60 (1)	5	134	19	218 (1)
	26	40 (1)	1	112 (2)	17	170 (3)
弘前	27	57 (2)		96	25	178 (2)
	28	50	2	128	28 (1)	208 (1)
	26	64	1	137 (1)	40	242 (1)
八戸	27	92	10	198	83	383
	28	72	4	149	77	302
	26	7	1	24	10	42
五所川原	27	11	1	31 (1)	18	61 (1)
	28	9		21 (1)	10	40 (1)
	26	35	1 (1)	73	41	150 (1)
七戸	27	48	2	47	30 (2)	127 (2)
	28	52	1	37	23 (2)	113 (2)
	26	20 (1)	1	33	9	63 (1)
むっ	27	11		28	7	46
	28	21	1	33	13	68
	26	228 (10)	6 (1)	454 (3)	146 (1)	834 (15)
計	27	247 (12)	13	476 (1)	186 (3)	922 (16)
	28	264 (1)	13	502 (1)	170 (3)	949 (5)

注:()は電話相談の再掲

表6 被虐待児童の年齢別内訳 (六児相合計)

年齢 性別 男 女 不詳 小計 男 女 0 ~ 3歳 11 14 25 25 未満 (2) (1) (3) 25 小学生 (1) (1) (2) 34 84 3 2 中学生 (1) (1) (1) (2) 58 1 6 市学生 (1) (2) (2) (5) 1 6 本 (1) (1) (1) (1) 1 十 (4) (6) (2) (12) 1 4 9 0 ~ 3歳 13 17 30 1 1 水学生 50 34 84 3 2	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	田 女 日 女 日 日 女 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	大	小計 125 109 109 (1) (1) 63 25	海 23 28 (1) (1) 7 7	\$\pi\$ \$\pi\$ 18 \$\pi\$	来 	, l	是 99 (2)	女不詳	台
 (2) (1) (3) (3) (1) (3) (4) (1) (3) (5) 34 (4) (2) (7) (1) (1) (2) (1) (1) (2) (2) (1) (1) (2) (3) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (5) (4) (6) (2) (12) (5) (12) (6) (2) (12) (7) (1) (8) (1) (1) (9) (12) (1) (1) (1) (2) (12) (2) (12) (3) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (12) (6) (2) (12) (7) (12) (8) (2) (12) (9) (12) (10) (12) (11) (12) (12) (13) (13) (14) (15) (14) (15) (16) (15) (16) (16) (17) (18) (17) (18) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (10) (10) (19) (11) (10) (10) (12) (13) (14) (13) (14) (15) (16) (14) (15) (16) (15) (16) (16) (16) (17) (19) (17) (19) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (10) (19) (11) (19) (12) (12) (13) (14) (14) (14) (15) (16) (15) (16) (16) (17) (17) (19) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (10) (19) (11) (19) (11) (19) (12) (13) (13) (14) (14) (15) (15) (16) (16) (17) (17) (19) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (10) (19) (11) (19) (12) (13) (13) (14) (14) (19) (15) (16) (16) (17) (17) (19) (18) (19) (19) (19) (19) (19)<th>1 7 5</th><th></th><th></th><th>125 109 109 (1) (1) 63 25</th><th>23 28 28 (1) 7</th><th>20 23 23 18 18 27</th><th></th><th>43</th><th>99 (2)</th><th></th><th></th>	1 7 5			125 109 109 (1) (1) 63 25	23 28 28 (1) 7	20 23 23 18 18 27		43	99 (2)		
計画 (2) (1) (3) 計画 28 14 42 計画 28 14 42 日本 (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (5) (2) (2) (5) (3) (1) (1) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (3) (4) (6) (2) (12) (2) (3) (4) (6) (4) (6) (2) (12) (2) (3) (4) (4) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (12) (4) (5) (5) (4) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (8	70 17			109 153 (1) (1) 63 25	28 28 (1) 14 7	(1) (1) 52 18 18 24		:	(2)	94	193
計画 28 14 42 計画 28 14 42 上 50 34 84 3 上 (1) (1) (2) 1 ・ 13 22 37 1 ・ (1) (2) (2) (5) 計 (1) (1) (1) (4) (6) (2) (12) 計 33 21 54 日 50 34 84	70 L			109 (1) (1) (25 153 109	28 28 (1) (1) 7 7	23 (1) (1) 18 27 27 27 29		•	ì	(1)	(3)
E 50 34 84 3 E 29 29 58 1 • 13 22 2 37 • 13 22 2 37 • 1 2 2 37 • 1 1 1 • 1 1 1 • 131 114 2 247 4 • (4) (6) (2) (12) 4 • 13 17 30 30 • 13 17 30 30 • 13 17 84 84	νο Γ ΓΙ			153 (1) (3) (1) (2) (3)	28 (1) (1) 7	(1) (27 (1) 18 27 (2) 27		44	93	102	195
E 50 34 84 3 E 29 29 58 1 • 13 22 2 37 1 (1) (2) (2) (5) 1 (1) (2) (2) (5) 131 114 2 247 4 (4) (6) (2) (12) 4 (4) (6) (2) (12) 4 (4) (6) (2) (12) 4 (4) (6) (2) (12) 4 (4) (6) (2) (12) 4 (3) 21 54 8 (4) (6) 34 84 8	70 L			153 (1) (1) (23 (1) (1) (1)	28 (1) 14 7	(1) (1) 27		(1)		(1)	(1)
E (1) (1) (2) E (2) (2) (3) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (2) (3) (1) (4) (3) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (3) (4) (5) (2) (4) (6) (5) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (3) (4) (6) (5) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (3) (4) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (3) (4) (4)				(1) (3) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(1) 14 2	18 18				138	297
E 29 29 58 1 (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (5) (2) (2) (5) (5) (3) (1) (1) (1) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (3) (4) (6) (2) (4) (6) (7) (2) (4) (6) (2) (3) (4) (6) (3) (4) (6) (3) (4) (6) (3) (4) (4) (5) (2) (4) (4) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (4) (6) (2) (4) (4)	7			63	14	8 rc		(2)	(2)	(3)	(5)
(1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (3) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (12) (2) (3) (3) (3) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (12) (6) (2) (12) (7) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (2) (12) (2) (4) (6) (3) (4) (5) (2) (12) (4) (6) (3) (4) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (3) (4) (4) (4) (6) (2) (12) (5) (12) (12) (12) (6) (2) <td></td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td></td> <td>70</td> <td></td> <td>32</td> <td>74</td> <td>98</td> <td>160</td>				25		70		32	74	98	160
・ 13 22 2 37 計 (1) (2) (5) 計 (1) (1) 131 114 2 247 4 (4) (6) (2) (12) 4 (4) (6) (2) (12) 4 (5) 13 17 30 30 (5) 33 21 54 30 (5) 34 84 84 84	;			25	7	70				(1)	(1)
その他 (1) (2) (2) (5) 計 (1) 1 1 計 (1) (1) (1) 小学性 (3) (4) (6) (2) (12) 大学性 (3) (2) (12) (2) 大学生 50 34 84				1				12	56	44 2	75
詳 1 1 計 (1) (1) 計 (1) (1) (1) (1) (1) (2) (12) 4 (3) (12) 4 (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (4) (6) (2) (12) (5) (12) (12) (6) (2) (12) (7) (2) (12) (2) (2) (2) (3) (2) (2) (4) (6) (2) (5) (12) (4) (6) (2) (12) (7) (2) (12) (8) (12) (12) (12) (12) (12) (2) (12) (12) (3) (12) (12) (4) (12) (12) (12) (5) (12) (12) (12) (7) (12) (12) (12) (8) (12) (12) (12) (8) (12) (12) (12) (8) (12) (12) (12) (4	(1					(1)	(2)	(5)
計 (1) (1) 計 131 114 2 247 4 (4) (6) (2) (12) 4 本満 17 30 30 大学齢前 33 21 54 八学生 50 34 84					_					1 1	2
131 114 2 247 4 (4) (6) (2) (12) 未満 時前 33 21 54 児童 50 34 84	((1)	(1)
(4) (6) (2) (12) 歳 13 17 30 未満 静前 33 21 54 児童 84 84	L3			476	93	93		186	454	$465 \qquad 3$	922
歳 未満 船前 別 船前 児童17 30 21 33 31 3430 54 84			(1)	(1)	(1)	(2)		(3)	(2)	(9) (2)	(16)
未満 静前 33 21 54 児童 50 34 84	1	69	63	132	17	12		29	66	93	192
貯前 33 21 54 児童 50 34 84											
児童 生 50 34 84		09	54	114	16	22		38 1	109	26	206
\pm 50 34 84						(1)		(1)		(1)	(1)
H 1	2	74	80	154	31	22		53	155	138	293
			(1)	(1)	(1)	(1)		(2)	(1)	(2)	(3)
$\Phi \stackrel{.}{\Rightarrow} \pm$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$ $=$	<i>L</i>	30	34	64	13	26		39	71	96	167
高校生・ 11 26 37 1 2 その他	က	17	21	38	က	∞		11	32	57	68
7 1 1 2										1 1	2
$(1) \qquad (1)$										(1)	(1)
<u></u>	13	250 2	252	502	80	06	. '			$482 \boxed{1}$	0,
$(1) \qquad (1) \qquad (1) \qquad (1)$		_	(1)	(1)	(1)	(2)		(3)	(1)	(4)	(5)

注:() は電話相談の再掲

表7 虐待相談通告経路

1111111	(11)	(2)		(1)	(2)		(16)	(1)	(1)		(1)	(2)		(5)
IIIII	127	178	383	61	127	46	922	218	208	302	40	113	89	949
虐待者本人(再掲)		4	22				26		1	21		1		23
その 色	11 (1)	10 (1)	24	4	11	2	62 (2)	12	22 (1)	27	3	14	3	81 (1)
中 甲 丼	11	4	10		4	1	30		3	4	3	6	2	24
学 校 等	13 (1)	21	52	15 (1)	8		109 (2)	7	23	44	9	20	11	111
麵 一樣 排	99	87	133	27	70	35	418	152	102	92	22	45	38	451
祖 輝 現 報 総 衆	2	2	12	3	1		20	2		10		1	3	19
医療機関	2	3	9	1	2	3	22	2	4	8	3	3	4	24
战 數 近				1			1	1						1
児童委員		2					2							
福祉事務所			1		9	2	6	1		3		2		6
児 童 本 人	3 (1)	3	7				13 (1)	4 (1)	1	2		1		11 (1)
近隣・知人	5 (2)	24	58	5	8	1	101 (2)	22	25	40	1 (1)	9 (2)	1	(8) 86
麗 緩			21		4 (2)		25 (2)	4	1	20		1		26
※ 蒸	14 (6)	22 (1)	59	5	8	2	110 (7)	8	27	49	2	2	3	94
経路児相	本	前	Ħ	所川原	Ħ	Ç	1111111	一个	前	Ħ	所川原	Ħ	C	11111111
中	#	五 弘	及	27 王 〕	# 七	度む		#	15 土	成	28 王 〕	争 七	原む	

注:()は電話相談の再掲

表8 虐待者について

	1)	(2)		(1)	(2)		3)	(1)	(1)		(1)	(5)		(2)
- <u>1</u> 1111 =	(11)						(16)							
	127	178	383	61	127	46	922	218	208	302	40	113	89	949
両親 (再掲)	13	7	15	1	6		42	7	П	40	1	6		78
	1		1				4	17	11	4				7
长					1		1	2				4		9
	(3)	(1)					(4)							
か の 割	8	5		1	1	1	16	2	2		က		4	16
麗 選			2				2							
業 兄 衆														
民 無														
型 啦			3	1	2		9	1	1	1			1	4
祖			2	2	2		9	2		2				7
実母以外の母親			10				10			1		4	2	7
	(9)				(2)		(8)		(1)		(1)			(2)
张 母	46	88	175	26	54	2	396	81	109	157	16	38	29	430
乗	12	6 (1)	34	2	19	9	84 (1)	19	7	30	4	11	2	73
	(2)			(1)			(3)	(1)				(2)		(3)
実 炎	61 (5	79	22	24 (48	32	401 (3	103 (89	111	17	99	30	406 (3
Nm.	一十	前	戸 18	通	<u> </u>	ς,	4(央 10	前 8	<u> </u>			ς.	4(
虐待者児科	71	144-	į	所川	į	,	11111111	7\	144	ĺ	所川原		,	- <u>1</u> - 11111111
	#	76	<	田	71	45		#	治	<	H H	71	45	
年度		1	松	27	サ	庚			1	松	28	サ	庚	

注:() は電話相談の再掲

表9 虐待相談処理状況

年度	処理 児 相	助言指導	継続指導	他あ っ 機 せ 関ん	児 童 福 祉 司 導	児 童 福 祉所	里親委託	そ の 他	計
	中央	106 (10)	1	2	8	4		6 (1)	127 (11)
平	弘前	171 (1)			3	3		1 (1)	178 (2)
成	八 戸	313		2	31	11	7	19	383
27	五所川原	56 (1)	1				2	2	61 (1)
年	七戸	114 (2)	1		7	2		3	127 (2)
度	むっつ	36	5	1	3	1			46
	≣ 	796 (14)	8	5	52	21	9	31 (2)	922 (16)
	中央	186	7	10	8	2		5 (1)	218 (1)
平	弘 前	186	6	2	5	4		5 (1)	208 (1)
成	八 戸	257	2		11	13	2	17	302
28	五所川原	34 (1)	1	1		4			40 (1)
年	七戸	92 (2)		1	6	3		11	113 (2)
度	むっつ	47	5		10	4		2	68
	計	802 (3)	21	14	40	30	2	40 (2)	949 (5)

注:()は電話相談の再掲 その他は、福祉事務所送致等

※ 里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者で あって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的 雰囲気のなかで育てようとする制度である。

県内の委託状況は表10のとおりである。(前年度登録里親数 128、委託里子数 64)

表10 県内の里親・里子の状況

(平成29年3月末現在)

児	相	登録里親数	委 託	里 親	委託里子数
元	个目	21 欧	実 数	受託率 (%)	安託至丁剱
中	央	35	14	40.0	16
弘	前	26	6	23.1	7
八	戸	44	13	29.5	20
五所	川原	10	5	50.0	8
七	戸	17	6	35.3	6
む	つ	7	2	28.6	4
	計	139	46	33.1	61

※ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) について

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)とは、保護者のない児童又は保護者に監 督させることが不適当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住 居において複数の児童について養育を行う事業である。

県内の利用状況は表11のとおりである。

表11 小規模住居型児童養育事業の利用状況

(平成29年3月末現在)

児	相	管内事	定員	入所(年	度中)	退所(年	F度中)	年度列	卡在籍
76		業所数		措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中	央	2	12	1		3		5	
弘	前								
八	戸	2	12	1		2		8	
五 所	川原								
七	戸			2				3	
む	つ							3	
	計	4	24	4		5		19	

※ 里親等委託率 (平成29年3月末現在)

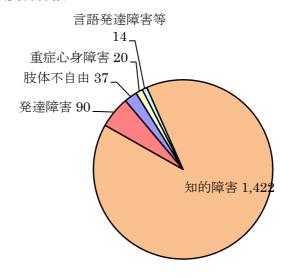
里親委託児童数(61人)+ファミリーホーム委託児童数(19人)

乳児院入所児童(20人)+養護施設入所児童(222人)+里親・ファミリーホーム委託児童(80人) = 24.8%

イ障害相談

障害相談は、件数・割合とも最も多く、その中でも知的障害相談は障害相談の89.8%を占めている。

図6 障害相談受付件数



総数 1,583 件

表12 障害児施設別利用状況

(平成29年4月1日現在)

							() .	以29	
施設種別	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	福祉型障害児入所施設(自閉症児)	福祉型障害児入所施設(盲 児)	福祉型障害児入所施設(ろ う あ 児)	福祉型障害児入所施設(肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設(肢 体 不 自 由 児)	医療型障害児入所施設(重症 心 身障 害児)	指定医療機関(重症心身障害児)	合 計
中 央	11					2	1		14
弘 前	9					1		10	20
八戸	25					15	4	4	48
五所川原	18					1		5	24
七戸	21					4		1	26
むっ	18					2	3		23
合 計	102					25	8	20	155

ウ非行相談

非行相談は前年度より10件の増加となっており、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを 占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件とし て計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることが多い。

図7 非行相談の受付件数の推移



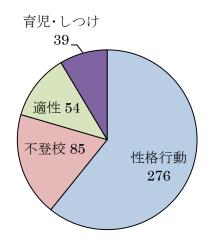
表13 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別			ぐす	12 行為	為 等 柞	目談			触	法行為	為等相	談	
	暴	虚	浪	家	自	シ	性	そ	窃	傷	放	そ	
hp 770		1111111	費	出・浮	家金銭持	ンナー等吸	的逸	0		害・恐か	火 ・ 弄	Ø	計
処 理	力	癖	癖	浪	出	引	脱	他	盗	つ	火	他	
児童福祉施設入所	1				1		5		1			1	9
助言指導	3			19	18		12	15	24	4	1	5	101
継続指導				3	3		1		1			1	9
児童福祉司指導	1			3	1		2		1	1		2	11
その他				2			1		5			1	9
計	5			27	23		21	15	32	5	1	10	139

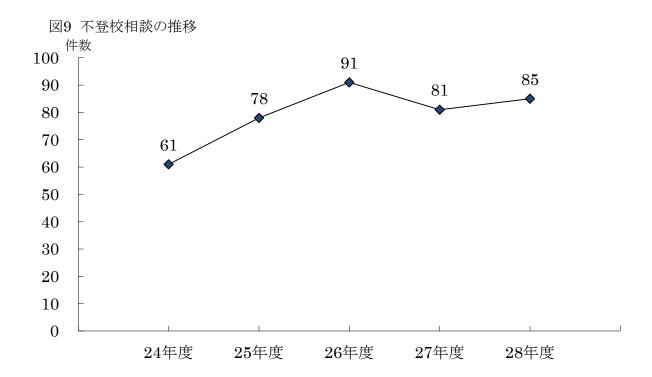
工育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は図8のとおりで、前年度の474件に比べ20件減少している。増加した相談内容は、不登校相談85件(前年度81件) 育児・しつけ相談39件(前年度25件)となっている。減少した相談内容は、性格行動相談276件(前年度299件) 適性相談54件(前年度69件)となっている。

図8 育成相談受付件数



総数 454 件



※ 不登校相談について

平成28年度の不登校相談受付件数は、前年度と比べ4件増加している。

表14 不登校相談受付件数

年 度 児 相	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中央	13	26	20	12	18
弘 前	13	10	24	14	15
八戸	19	20	19	26	22
五所川原	4	6	15	12	20
七戸	10	12	11	14	7
むっ	2	4	2	3	3
合 計	61	78	91	81	85

表15 不登校相談処理状況

処 理 児 相	助言指導	継続指導	福祉司指導	施設入所	その他	∄
中央	16				2	18
弘 前	15					15
八戸	22					22
五所川原	19					19
七戸	7					7
むっ	3					3
合 計	82				2	84

2. 判定業務

相談種類別判定件数は表16のとおり1,198件で、前年度に比べ69件増加(前年度比 106.1%)しており、相談件数に対する判定実施の割合は30.4%(前年度 31.4%)で、前年度に比べ1.0ポイント減少している。判定件数を相談種類別でみると、障害相談に関するもの、養護相談に関するもの、育成相談に関するもの、非行に関するものの順になっている。

医学的・心理診断指導については、表17のとおりである。医学的診断指導は前年度に比べ8件増加、心理診断指導では70件減少となっている。

表16 相談種類別判定件数

児 相 相談種類	中央	弘 前	八戸	五所川原	七戸	むっ	計
養護	28	45	29	13	14	13	142
保健							
肢体不自由		1					1
視聴覚障害							
言語発達障害等	6	1			1	1	9
重症心身障害							
知 的 障 害	196	193	229	83	99	57	857
発 達 障 害	6	9		15	1	3	34
ぐ犯行為等	15	6	3		5		29
触法行為等	10	2	1	2	4		19
性格行動	7	14	13	1	15	4	54
不 登 校	1			1	2		4
適性	16	7	16	2	3	4	48
育児・しつけ							
その他	1						1
計	286	278	291	117	144	82	1,198

表17 医学的・心理検査状況

	検査 医学的診断指導						心理診断指導							
	対 象 者		医学的	その他	計	知	北 非		達	人格		の他な	面接・観察・	計
		指導	+	2.2	011	検		-	査		(0)	検査	指導	00.4
中	児 童	115	130	66	311	-	205		192	81		12	314	804
央	保護者	119			119		1			1		3	234	239
大	その他	31			31								91	91
弘	児 童	71			71	:	211		114	67		4	337	733
	保護者	78			78								295	295
前	その他	6			6								134	134
八	児 童	123			123		258		90	62		6	310	726
	保護者	142			142				2			4	309	315
戸	その他	2			2								9	9
五	児 童	54			54		100		32	60		31	156	379
所川	保護者	58			58		2			1			148	151
原	その他	4			4								65	65
七	児 童	42	7	7	56		103		34	32		6	197	372
	保護者	45			45							1	136	137
戸	その他	8			8								101	101
む	児 童	32			32		73		57	30		4	116	280
	保護者	38			38							2	96	98
つ	その他	2			2								68	68
	児 童	437	137	73	647	,	950		519	332		63	1,430	3,294
合	保護者	480			480		3		2	2		10	1,218	1,235
計	その他	53			53								468	468
	計	970	137	73	1,180		953		521	334		73	3,116	4,997







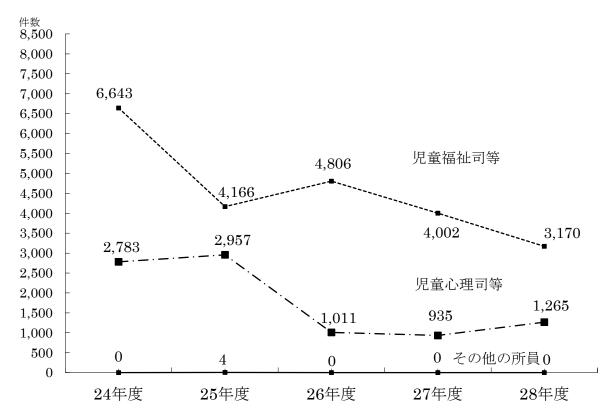
表18 判定書(証明書等)等の交付状況

内 容	中 央	弘 前	八戸	五所川原	七戸	むっ	合 計
特別児童扶養手当診断書	11	22	18	38	7	11	107
愛 護 手 帳	192	195	237	71	92	56	843
障害児保育意見書	1						1
そ の 他 (福祉手当・障害証明書等)	80	36	65	45	31	14	271
合 計	284	253	320	154	130	81	1,222

表19 心理療法・カウンセリングの状況

				心理療法・カウンセリングの状況								
対	象別	<u> </u>		医 師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員					
六	児		童		668	582						
	保	護	者		296	1,125						
合計	そ	Ø	他		301	1,463						
訂		計			1,265	3,170						

図13 心理療法・カウンセリングの推移 (医師を除く)



3. 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時保護の状況

ア 実人員及び延人員

平成28年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は211人であり、前年度に比べ13人の増となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、中央で22人、五所川原で1人、七戸で1人、むつで2人の増であるが、弘前で3人、八戸で23人の減であった。「所内保護」では、弘前で3人、五所川原で1人の増であるが、中央で5人の減であった。「保護委託」では、中央で12人、弘前で6人、五所川原で3人、七戸で5人、むつで3人の増であるが、八戸で15人の減であった。

また、延人員の総数は4,164人であり、前年度と比べ568人増加している。

表22 一時保護の状況 (六児相)

区分 年度	児 相 別	保護の内容	実人員	延人員
	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 昼間一時保護 保護委託 計	13 8 11 32	$ \begin{array}{r} 103 \\ 8 \\ 246 \\ 357 \end{array} $
	弘 前	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	13 3 18 34	$ \begin{array}{r} 337 \\ 3 \\ 215 \\ 555 \end{array} $
27	八戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	39 4 45 88	$ \begin{array}{r} 1,177 \\ & 4 \\ & 648 \\ 1,829 \end{array} $
年	五所川原	中央児相の一時保護 所内保護 保護委託 計	6 7 13	118 91 209
度	七戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	13 13 11 24	337 141 478
	むっ	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 套 託 計	2 2 5 7	56 112 168
	合 計	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 所内保護(中央昼間分含む) 保護委託 計	86 15 97 198	$ \begin{array}{r} 2,128 \\ 15 \\ 1,453 \\ 3,596 \end{array} $
	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く) 昼間一時保護 保 護 委 託 計	35 3 23 61	661 3 319 983
	弘 前	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	10 6 24 40	292 6 663 961
28	八戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	16 4 30 50	$ \begin{array}{r} \hline 710 \\ \hline 6 \\ \hline 33 \\ 749 \end{array} $
年	五所川原	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	7 1 10 18	$ \begin{array}{r} 151 \\ 151 \\ 1 \\ 284 \\ 436 \end{array} $
度	七戸	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	16 30	396 125 521
	むっ	中央児相の一時保護 所 内 保 護 保 護 委 託 計	8 12	374 514
	合 計	町 中央児相の一時保護(昼間分を除く) 所内保護(中央昼間分含む) 保護委託 計	86 14 111 211	$ \begin{array}{r} 314 \\ 2,350 \\ \hline 16 \\ 1,798 \\ 4,164 \end{array} $

イ 相談種類別一時保護児童数

平成28年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が118人(55.9%)と最も多く、次いで養護(その他)が43人(20.4%)、非行が34人(16.1%)、育成が15人(7.1%)、障害が1人(0.5%)であり、養護が合計で161人(76.3%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が6人増、養護(その他)が9人減、障害が1人増、非行が8人増、育成が7人増となっている。

延人員では、養護(児童虐待)が2,429人(58.3%)、非行が721人(17.3%)、養護(その他)が711人(17.1%)、育成が301人(7.2%)、障害が2人(0.0%)の順で、養護が合計で3,140人(75.4%)となっている。

表21 相談種類別一時保護児童数

区分				養護		障害	非 行	育 成	/ □ / - -	
年度	児相別	人員	児童虐待	その他	小 計	(言語障害・ 知的障害等)	(ぐ犯行為・ 触法行為等)	(性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
	中 央	実人員	13	15	28		4			32
	中	延人員	168	157	325		32			357
	弘 前	実人員	15	12	27		6	1		34
27	74 刊	延人員	211	134	345		169	41		555
	八戸	実人員	67	11	78		6	4		88
		延人員	1, 261	280	1, 541		144	144		1,829
年	五所川原	実人員	4	6	10		3			13
+	<u> </u>	延人員	73	66	139		70			209
	七戸	実人員	11	5	16		6	2		24
		延人員	254	46	300		133	45		478
度	むっ	実人員	2	3	5		1	1		7
		延人員	95	17	112		32	24		168
	合 計	実人員	112	52	164		26	8		198
		延人員	2, 062	700	2, 762		580	254		3, 596
	中 央	実人員	23	12	35		18	8		61
		延人員	268	225	493		332	158		983
	弘前	実人員	26	11	37		3			40
28	7A FII	延人員	753	104	857		104			961
	八戸	実人員	35	8	43		3	4		50
		延人員	542	76	618		77	54		749
年	五所川原	実人員	8	8	16		2			18
+	<u> </u>	延人員	176	234	410		26			436
	七戸	実人員	17	3	20		8	2		30
		延人員	204	70	274		182	65		521
度	むっ	実人員	9	1	10	1		1		12
	- 13 	延人員	486	2	488	2		24		514
	合 計	実人員	118	43	161	1	34	15		211
	口前	延人員	2, 429	711	3, 140	2	721	301		4, 164

(2) 中央児童相談所の一時保護所(集中管理)の状況

ア 実人員及び延人員等

平成28年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて86人であり、前年度と同数である。個別に見ると、中央が22人、五所川原が1人、七戸が1人、むつが2人の増、弘前が3人、八戸が23人の減となっている。

延人員では県内六児童相談所で2,350人であり、前年度と比べて222人増加している。個別に見ると、中央が558人、五所川原が33人、七戸が59人、むつが84人の増、弘前が45人、八戸が467人の減となっている。

一日平均の一時保護人員は6.4人(前年度比0.6人増)、一人平均の一時保護日数は27.3日 (前年度比2.6日増)となっている。

イ 相談種類別保護児童数

平成28年度に一時保護した児童の相談種類別の実人員は、養護が49人(57.0%)[児童虐待は35人(40.7%)、その他は14人(16.3%)])、非行が28人(32.6%)、育成が9人(10.5%)の順となっている。また、延人員では、養護が1,388人(59.1%)[児童虐待は1,046人(44.5%)、その他は342人(14.6%)])、非行が711人(30.3%)、育成が251人(10.7%)の順となっている。

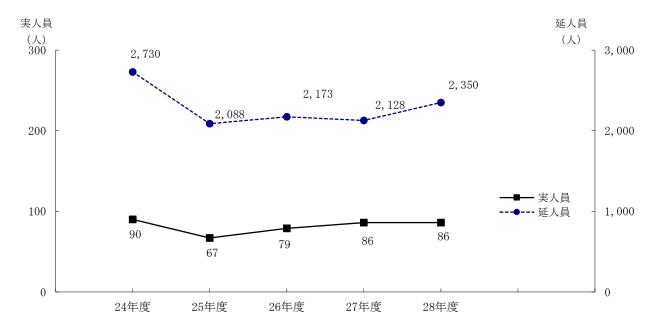
実人員では、前年度と同数となっているが、個別に見ると非行が7人、育成が2人の増、養護が9人の 減となっている。

延人員では、前年度と比べ222人増加しており、養護が31人、非行が153人、育成が38人の増となっている。

表22 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

1人平均	保護日数	7		0 26	6 .62	6 06		10.7		0 36		0 86		7 70		10 01		6 06		7 77		91 G		6 06		ر برو		0	27.3
1日平均	保護人員	6 U		0 0	0.9	6 6		8 0		0 0		6 0		0		1 0	1.0	8 0		1 0		V U	0.4	1 1		V			6.4
<	iii iii	13	103	13	337	39	1, 177	9	118	13	337	2	99	98	2, 128	32	661	10	292	16	710	2	151	14	396	4	140	98	
保健・	その他																												
	1 小計					4	144			2	45	1	24	2	213	2	112			1	20			2	65	1	24	6	
沿	校しつけ																												
丰	不登					1	1			2	- 2	1	1		3	2	- 7				(2	2		1	6	
	性格行動	1	- 7		_	1	144				, 45	. 1	24	7	213		, 112		1]	90				9 65		24		
行		4	32	9 1	691 9	4	140	3	70	3	115	I	32	1 21	5 558	2 15	1 327	E 1	3 104	1	92 6	7	5 26	9	178			5 28	•
非	5等 触法行為	4	5	5 1		4	0	3	0	3	5	1	2) 1	2 16		3 74	2	36	1	7 49	1	1 25	9	3				
	ぐ犯行為等	7	32		153	7	140	3	70	0.0	115	1	32	20	542	13	253	3	89		27])	178			23	
	等 小計																												
無	:害 自閉症等																												
惠	障害 知的障																												
	自由 言語発達障害																												
	計 肢体不自由	6	71	2	168	31	893	3	48	8	177			28	57	15	222	7	188	13	584	2	125	9	53	3	116	49	
護)他 小計	3	11	1	16 16	2	32 89	2	16		17			∞	75 1,357	9	123 25	1	41 18	2	32 02	2	38 12	3	70 15		1.	14	
樂	児童虐待 その他	9	09	9	152	29	861	1	32	8	177			20	282	6	99 13	9	147	11	514	3	87	3	83	3	116	35	
П	人具 児童	実人員		実人員	延人員 1	実人員	延人員 8	実人員	延人員	実人員	延人員 1	実人員	延人員	実人員	延人員 1,2	実人員		実人員	延人員 1	実人員	延人員 5	実人員	延人員	人員	延人員	実人員	延人員 1	実人員	
			延人														延人							美人					
4	况 伸 冽	H		#	AC H	10		型川地上	450171155	7		4		4		±		排 //		<u> </u>		坦川 地工	エア[] 川馬	7		4		11	
区分	年度				27	<u> </u>		Ħ	+			庚							28			Ħ	+			庚			•

図14 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移



ウ 日数別一時保護児童数

平成28年度の日数別一時保護児童数は、29日~60日が38人(44.2%、前年度比5人減)と最も多く、次いで1日~7日が17人(19.8%、前年度比4人増)となっている。

2週間を超えるものは62人(72.1%)と前年度と同数となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は4人であった。

(単位:人)

表23 日数別一時保護児童数

合

計

相 1日~7日 8日~14日 15日~21日 22日~28日 29日~60日 61日以上 児 别 合 計 年度 中 央 弘 前 戸 Ш 原 年 五. 所 戸 む 度 合 計 中 央 弘 前 戸 Щ 原 年 五. 所 戸 度 む

エ 一時保護児童の退所先

平成28年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が38人(44.2%、前年度比9人減)と最も多かった。次いで、その他が20人(23.3%、前年度比2人減)、児童養護施設が16人(18.6%、前年度比10人増)、児童自立支援施設が8人(9.3%、前年度比1人増)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が2人(2.3%、前年度比1人増)、児童心理治療施設が1人(1.2%、前年度比2人減)、家裁送致が1人(1.2%、前年度比1人増)の順となっている。

表24 一時保護児童の退所先の状況

区分 年度	児	相別	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障害児 入所施設(知 的障害児)	児童心理 治療施設	家裁送致	その他	合計
	中	央	11	1					1	13
27	弘	前	7		2				4	13
	八	戸	20	4	3	1	1		10	39
年	五所	川原	4	1	1					6
	七	戸	5		1		1		6	13
度	む	つ					1		1	2
	合	計	47	6	7	1	3		22	86
	中	央	17	6	3				9	35
28	弘	前	4	2					4	10
	八	戸	7	3	2		1		3	16
年	五所	川原	3	2					2	7
	七	戸	6	2	2	1		1	2	14
度	t	つ	1	1	1	1				4
	合	計	38	16	8	2	1	1	20	86

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成28年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は111人で、前年度と比べて14人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が72人(64.9%、前年度比21人増)、養護(その他)が28人(25.2%、前年度比12人減)、非行が5人(4.5%、前年度と同数)、育成が5人(4.5%、前年度比4人増)、障害が1人(0.9%、前年度比1人増)の順となっている。

延人員の総数は1,798人で、前年度と比べて345人増加となっている。内訳を見ると、養護 (児童虐待)が1,371人(76.3%、前年度比602人増)、養護(その他)が368人(20.5%、前年 度比253人減)、育成が48人(2.7%、前年度比7人増)、非行が9人(0.5%、前年度比13人 減)、障害が2人(0.1%、前年度比2人増)の順となっている。

1人平均保護日数(延人員÷実人員)は16.2日で、前年度と比べて1.2日増加となっている。

表25 相談種類別委託一時保護児童数

区分	児 相 別	人員	煮		隻	障害	非 行	育 成	保健・そ	合 計
年度)		児童虐待	その他	小 計		21 11	F1 /2×	の他	н н
	中央	実人員	3	8	11					11
	1)(延人員	104	142	246					246
	弘前	実人員	6	11	17			1		18
27	iii A	延人員	56	118	174			41		215
	八戸	実人員	34	9	43		2			45
		延人員	396	248	644		4			648
年	五所川原	実人員	3	4	7					7
+	<u> </u>	延人員	41	50	91					91
	七戸	実人員	3	5	8		3			11
		延人員	77	46	123		18			141
度	むっ	実人員	2	3	5					5
	er • 5	延人員	95	17	112					112
	^ ⇒ I	実人員	51	40	91		5	1		97
	合 計	延人員	769	621	1, 390		22	41		1, 453
	н н	実人員	11	6	17		3	3		23
	中央	延人員	166	102	268		5	46		319
	31 24	実人員	15	9	24					24
28	弘前	延人員	601	62	663					663
	. =	実人員	22	6	28			2		30
	八戸	延人員	25	6	31			2		33
<i>F</i>		実人員	4	6	10					10
年	五所川原	延人員	88	196	284					284
	, —	実人員	14		14		2			16
	七戸	延人員	121		121		4			125
度	. L	実人員	6	1	7	1				8
	むっ	延人員	370	2	372	2				374
	Λ 31	実人員	72	28	100	1	5	5		111
	合 計	延人員	1, 371	368	1, 739	2	9	48		1,798

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成28年度の委託先は、実人員111人のうち、児童福祉施設96人(86.5%、前年度比23人増)、里親9人(8.1%、前年度比9人減)、警察5人(4.5%、前年度比2人増)、病院1人(0.9%、前年度比1人減)の順となっている。

延人数の総数は1,798人で、児童福祉施設1,763人 (98.1%、前年度比714人増)、里親25 人 (1.4%、前年度比266人減)、病院5人 (0.3%、前年度比96人減)、警察5人 (0.3%、前年度と同数)の順となっている。

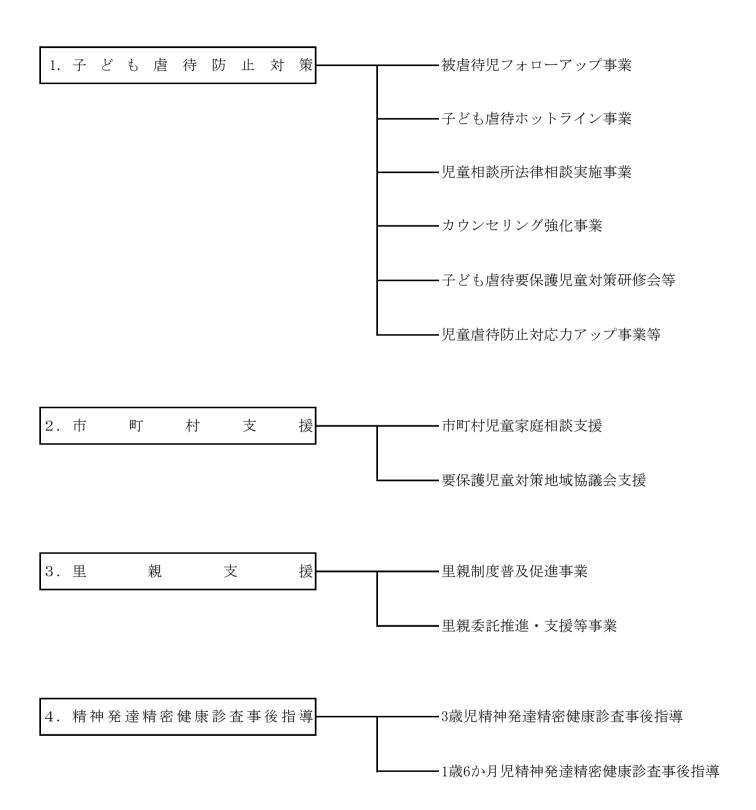
また、一人平均保護日数(延人員÷実人員)は、16.2日で、前年度と比べて1.8日増となっている。

表26 委託先別委託一時保護の状況

								(単位:人)
区分	児 相 別	人員	児童福祉	病院	里親	警 察	その他	合 計
年度)	/ /	施設	714 172		L 2.	. 12	I
	中央	実人員	10				1	11
	1)(延人員	239				7	246
	弘 前	実人員	17	1				18
27	ניה בע	延人員	174	41				215
	八戸	実人員	28		14	3		45
	,,	延人員	374		269	5		648
年	五所川原	実人員	7					7
+	<u> </u>	延人員	91					91
	七戸	実人員	10	1				11
		延人員	81	60				141
度	むっ	実人員	1		4			5
	むっ	延人員	90		22			112
	^ ⇒ I	実人員	73	2	18	3	1	97
	合 計	延人員	1, 049	101	291	5	7	1, 453
	н н	実人員	15	1	4	3		23
	中央	延人員	292	5	19	3		319
	31 34	実人員	23			1		24
28	弘 前	延人員	662			1		663
	= =	実人員	26		4			30
	八戸	延人員	29		4			33
Æ		実人員	9			1		10
年	五所川原	延人員	283			1		284
		実人員	16					16
	七戸	延人員	125					125
度	J.	実人員	7		1			8
	むっ	延人員	372		2			374
	۸ عا	実人員	96	1	9	5		111
	合 計	延人員	1, 763	5	25	5		1, 798

第3 児童相談所の事業

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。 事業の概要を総括すると、下図のようになる。



1. 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設 職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度から中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において地域のニーズに合わせて 実施しており、平成28年度の実績は下記のとおりである。

表27 児童福祉施設職員指導

児 相	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中央児童相談所	4	79	14	114
弘前児童相談所	1	9	28	56
八戸児童相談所	6	145	42	161
五所川原児童相談所	1	16	7	48
七戸児童相談所	3	43	15	88
むつ児童相談所	2	49	17	98

表28 被虐待児集団指導

区 分 児 相	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン 参加職員延人数
中央児童相談所				
弘 前 児 童 相 談 所				
八戸児童相談所	14	25	327	49
五所川原児童相談所				
七戸児童相談所				
むつ児童相談所				

表29 被虐待児親子指導

区分児相	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中央児童相談所	1	8	8	8
弘 前 児 童 相 談 所	2	7	17	14
八戸児童相談所	11	42	41	45
五所川原児童相談所	3	9	19	11
七戸児童相談所	1	5	5	5
むつ児童相談所	2	9	9	9

表30 被虐待児個別指導

児 相	児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人数
中央児童相談所	1	8	
弘前児童相談所	8	88	66
八戸児童相談所	32	116	118
五所川原児童相談所	4	55	29
七戸児童相談所	3	26	16
むつ児童相談所	10	33	8

表31 被虐待児の保護者指導

区 分 児 相	保護者数	指導回数	指導延人数
中央児童相談所	8	14	25
弘前児童相談所	12	46	66
八戸児童相談所	78	228	291
五所川原児童相談所	7	26	31
七戸児童相談所	3	8	8
むつ児童相談所	35	106	133

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。

表32 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	合計
件数	14		10	4			34		4		3	6		75

表33 虐待の内容と年齢別内訳

年齢・性別	0 歳	見	幼	児	小肖	学 生	中草	学 生	高板	支 生	その	つ他	合	計
虐待の内容	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	1		6	4	6	6		2	1	3			14	15
性的虐待		1												1
心理的虐待		2	9	10	3	3	1	1	1	1	1		15	17
保護の怠慢・拒否	1		2	1	2	5		2					5	8
不明														
合 計	2	3	17	15	11	14	1	5	2	4	1		34	41

(3) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇に当たり法的手続き上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、各児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

年度	児	相	相談回数	内 容
			1	18歳到達以降の法28条第2項の手続きについて
	弘	前	1	法28条で児童養護施設に入所中の児童について、親権者以外の家族との交流について法的に問題は無いか。
26	八	戸	2	児童福祉法第28条第2項の申し立てを検討しているケースの取り扱いについて
			1	児童の親の代理人弁護士への対応について
	七	戸	1	児童福祉法第28条申立事件にかかる対応について
			1	児童福祉法第29条申立事件にかかる書面について
			1	児童を精神科へ入院させて治療を行う必要があるが、親が同意しない 場合の対応方法について
	弘	前	1	児童福祉法第28条の手続きによる家庭裁判所への申し立てについて
	JA	日山	1	出国が確認されている児童のその後の取扱いについて
			1	虐待を受けた17歳児童を親子分離した後の、母からの引き取り要求等に備え、現時点で可能な対応について
27	八	八 戸	2	法28条による施設入所ケースを親族里親に措置変更するにあたり親 権停止をすることの適否について
	七	戸	1	児童福祉法28条申立の可否及び申立書作成について
	· L	Γ	1	保護者の意向に反した面会・交流について
	+,		1	児童福祉法第28条の手続きによる家裁への申立てについて
	む	つ	1	法第28条に基づく家事審判申立ケースの追加資料について
	中	央	1	施設入所児の対応について
			2	児童福祉法第28条について
			1	児童福祉法第28条について(申立後の進行等)
	弘	前	1	措置変更及び児童の精神科への入院に親が同意しない場合の対応 方法について
			1	親権者と連絡がつかない里親委託児童が事故に遭った場合の保険 金受取について
28			1	児童福祉法第28条による申し立ての適否について
			2	父からの性的虐待に対する告訴等の対応について
	八	戸	1	法第28条第2項もしくは同法第33条の7に基づく申立てを検討している ケースの取り扱いについて
			1	法第28条に基づく申立てを検討しているケースの取り扱いについて
	五所	川原	2	親権者の要求への対応等について
	七	戸	1	離婚未成立段階での、母の家庭引取りについて
	む	つ	1	即時抗告申立書(抗告状)に対する意見書作成について

児童福祉法第28条 (親権者等の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置) 及び法第29条 (立入調査) 又は児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項 (立入調査等) の適用 件数

(平成28年度実績)

児 相	28 条 適 用	29条適用	9条1項適用
中央児童相談所			
弘前児童相談所	2		
八戸児童相談所	1		
五所川原児童相談所			
七戸児童相談所			3
むつ児童相談所	1		

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成28年度の実績は下記のとおりである。

表34

区分 児相	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所	29	52
弘前児童相談所	5	5
八戸児童相談所	8	8

(5) 子ども虐待要保護児童対策研修会等

子ども虐待要保護児童対策研修会は、地域における子どもに関わる関係者に対する研修の充実を図り、地域ぐるみで虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童の発生を防止する機運の 醸成を図ることを目的に、県内2か所の児童相談所で開催している。

また、むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者応援セミナーなど)を開催している。

児	相	実施年月日	研 修 名	会 場	参加者数
中	央	H28.11.7	平成28年度子ども虐待要保護児童対 策研修会	リンクステーションホール (青森市文化会館)	117
弘	前	H28.11.18	平成28年度中南地域県民局地域健康 福祉部地域力向上セミナー及び子供 虐待要保護児童対策研究会	弘前市	150
		H28.8.15 ∼H28.9.4	団士郎家族漫画展	むつ市立図書館	(自由観賞)
む	\sim	H28.9.2	支援者応援セミナー	むつ市役所	64
5		H28.9.2	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	36
		H28.9.3	団士郎漫画トーク	むつ市立図書館	58

(6) 児童虐待防止対応カアップ事業等

平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めることとなった。児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援を行うこととされた。

地域の子どもたちを守るためには、市町村と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割を果たすとともに、適切に連携できる仕組みを構築する必要があることから、青森県健康福祉部こどもみらい課が実施する「児童虐待防止対応力アップ事業」(「市町村要保護児童対策地域協議会のためのケースマネジメント研修」、「子どもに関わる関係機関のためのリスクアセスメント研修」等)に児童相談所も参画した。

また、各児童相談所において、管内市町村児童家庭相談担当職員を対象とした研修を実施した。

2. 市町村支援

(1) 市町村児童家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の 資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相 談体制の充実を図っている。

① 市町村児童家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開	催	日	数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5				1日	5時間	8名
弘前児童相談所	8				1日	5時間	20名
八戸児童相談所	8				1日	2.5時間	11名
五所川原児童相談所	6				1日	4時間	8名
七戸児童相談所	8				1日	2.5時間	16名
むつ児童相談所	5				1日	2.5時間	6名

②市町村巡回支援実施状況

児	相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
八戸児童	相談所	8		相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等 に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務 者会議運営方法等に関する助言。
むつ児童	相談所	5	5	相談受付台帳整備、児童記録作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。

(2) 要保護児童対策地域協議会

		設置済	会 議	出 席	回 数
児 相	管内市町村数	市町村数	代表者会議	実務者会議	個 別 ケ ー ス 検 討 会 議
中央児童相談所	5	5	2	17	17
弘前児童相談所	8	8	8	8	50
八戸児童相談所	8	8	6	19	7
五所川原児童相談所	6	6	2	7	6
七戸児童相談所	8	8	7	42	17
むつ児童相談所	5	5	4	5	35

注:管内市町村数は平成29年3月31日現在

3. 里親支援

(1) 里親制度普及促進事業 (実施主体:県・児童相談所)

① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。 (H26年度~県内1児相、1施設持ち回り)

機	関	名	内容	参	加	者	数
弘前	愛	成 園	里親講演会 里親体験談・講演『子どもの心に寄り添うために- CAPおとなのワークショップー』		82名	Ż	
八 戸 児 童 相 談 所 講演『地域の中の里親家庭〜知ってください、途中から家族になる難しさ〜』 64名							

② 養育里親研修

家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」、養育里親の認定更新時に「更新研修」を実施している。

研 修 名	会場	参 加 者 数
<前期> 基礎研修	中央児童相談所·藤聖母園	14名
認定前研修	中央児童相談所·藤聖母園	12名 • 13名
<後期> 基礎研修	八戸児童相談所	9名
認定前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	12名 • 12名
<前期> 更新研修	開催無し	
<後期> 更新研修	開催無し	

(2) 里親委託推進・支援等事業 (実施主体:県・児童相談所)

機関名	内容	参 加 者 数
中央児童相談所	平成28年度青森県里親委託推進委員会	27名

4. 精神発達精密健康診查事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)

表35は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表35 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

X30 0/1/X/1/1/1/1/2 F				診		<u> </u>	折		名		
主訴	相談児童数	正常・正常範囲	精神発達の問題(遅滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	そ の 他	保留
言葉の遅れ	3		1	2							
発 音 異 常											
吃音											
精神発達の遅れ											
落ち着きがない											
夜尿・指しゃぶり											
その他											
合 計	3		1	2							

表36 3歳児精健事後指導状況(相談児童数)

		Detail of Arms (11)	
児	相	27年度	28年度
中	央		
弘	前		
八	戸		
五所	川原		3
七	戸		
む	つ		
合	計		3

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。(精密健康診査は平成24年度から市町村で実施)

表37は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表37 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

	相		診	B	折	名	
	談児童	正常・正常範囲	(遅 滞間	言語発達の問	情緒発達の問	その	保
主訴	数	囲)題	題	題	他	留
言葉の遅れ	2		1	1			
発 音 異 常							
吃 音							
精神発達の遅れ							
落ち着きがない							
その他							
合 計	2		1	1			

表38 1歳6か月児精健事後指導状況(相談児童数)

児	相	27年度	28年度
中	央		
弘	前		
八	戸		
五所川	原	3	2
七	戸		
む	つ		
合	計	3	2

第4 関係機関との連携状況

1. 講 師 派 遣 等

ア 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
平成28年度単位民児協会長研修会	青森市	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
青森県立保健大学社会福祉基礎実習指導Ⅱ	青森市	社会福祉基礎実習指導Ⅱゲストスピーカー
幼稚園等10年経験者研修	青森市	幼児虐待の現状と関係機関との連携の在り方
県立学校10年経験者研修共通講座Ⅲ(特別支援学校部会)	青森市	関係機関との連携について考える
平成28年度初任者研修(特別支援学校)生徒指導基礎講座	青森市	児童相談所の役割
真土保育園園内研修	青森市	ペアレントトレーニングが保育の現場で役立つこと
性犯罪捜査研修会	青森市	年少者の聴取時における留意事項など
平成28年度青森県基幹的職員研修	青森市	社会的養護を必要とする児童に見られる発達上の課題
平成28年度青森県基幹的職員研修	青森市	家庭支援とソーシャルワークの方法について
母子父子自立支援員等研修会	青森市	発達障害を抱える子どもの支援について
県児童養護施設協議会心理療法担当職員研修会	青森市	施設内心理職としてできていること、できていないこと
平成28年度和幸保育園地域担当者研修会並びにサークルの集い	青森市	児相相談所が行う予防的相談の機能

イ 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
平成28年度青森県学校教育相談研究会中南支部総会・研修会	弘前市	子どもとつながるために
子育て講座	弘前市	子どもってどう育つ?
平成28年度社会福祉主事資格認定講習会に係る福祉事務所実習	弘前市	児童相談所の業務、児童虐待関係
平成28年度児童館・児童センター合同運営委員会	黒石市	児童虐待について
平成28年度青森県学校教育相談研究会中南支部冬季研修会	弘前市	自己肯定感を高めるために
平成28年度弘前市子育て支援員研究会	弘前市	児童虐待の現状と課題、母親への対応

ウ 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備 考
平成28年度児童養護施設新任職員研修	七戸町	児童相談所の業務について他
平成28年度児童養護施設テーマ別研修(第1回)	八戸市	発達障害の特徴と対応
平成28年度児童養護施設テーマ別研修(第2回)	十和田市	子どもとの信頼関係の構築について
平成28年度児童養護施設テーマ別研修(第3回)	七戸町	児童間暴力について
平成28年度児童養護施設テーマ別研修(第4回)	八戸市	里親制度について
公衆衛生看護学実習(H28. 6. 29実施)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
公衆衛生看護学実習 (H28.7.13実施)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
医師臨床研修 (H28.9.15実施)	八戸市	児童相談所の概要
医師臨床研修(H28.10.20実施)	八戸市	児童相談所の概要
医師臨床研修(H29.1.23実施)	八戸市	児童相談所の概要
医師臨床研修 (H29. 2. 27実施)	八戸市	児童相談所の概要
八戸市小学校生徒指導教育研究会	八戸市	児童相談所の業務他
初任期・新任期保健師合同研修	八戸市	児童相談所の役割と連携のあり方について
平成28年度母子保健ネットワーク会議	八戸市	切れ目のない妊娠・出産・育児支援について

工 五所川原児童相談所

研修会等名称等	開催地備考
平成28年度深浦町民生児童委員協議会5月例会	深浦町
平成28年度五所川原保健所初任期保健師研修及び新任期保健師研修	五所川原市

才 七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考	
スクールカウンセラーのための研修会	青森市	SCのための倫理ー学校臨床に携わる者の心構え	
十和田市内小・中学校生徒指導委員会講演会	十和田市	児童相談所、取組と学校との連携のあり方について	
十和田人権擁護委員協議会研修会	六戸町	子どもを取り巻く問題について-児童虐待、いじめ、不登校-	
野辺地町青少年健全育成町民会議	野辺地町	児童相談所の業務について	
上北中北部保育研究会	東北町	児童虐待の現状、対応について	

カ むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	備 考	
はまゆり学園職員基礎研修会	むつ市	児童相談所の機能~障害児施設との関わり~基礎研修①、②	
はまゆり学園専門研修	むつ市	こころとからだのグループワーク	

児 童 相 談 (平成 28 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室 (青森県中央児童相談所)

7038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

 $\mathbf{TEL} \ (017) \ 781 - 9744 \ \mathbf{FAX} \ (017) \ 781 - 4175$

発 行 平成29年8月